

工事関係書類の簡素化の試行について（お知らせ）

令和8年3月
下 関 市

受注者及び発注者の業務効率化を目的として、工事関係書類の簡素化の試行を実施することとしましたので、お知らせします。

1 対象

下関市（上下水道局を除く）が発注する全ての工事を対象とする。

2 内容

（１）工事完成図書としての「最終の変更施工計画書」は不要です。

（２）工事登録証明書（COBRIS）、再資源化等報告書の提出は不要です。

（３）工事履行報告書の提出は、設計図書（施工条件書）にて指定する工事とします。
※提出の場合は添付書類（実施工程表や進捗写真）は原則不要です。

（４）段階確認書については、実施結果の提出のみとし、状況写真は原則不要です。

3 その他

令和8年4月1日以降から適用します。

※現在施工中の工事においても、受発注者協議の上、適用します。

※施工内容の確認のため、従来とおり書類の提示等を求めることがあります。